

議案第42号

港区特別区税条例の一部を改正する条例について

「地方税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第26号、令和2年4月30日公布）の施行に伴い、港区特別区税条例（以下「区税条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正内容

区税条例付則第16条（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続）の追加

区税条例第5条の3第7項の規定は、住民税等の徴収猶予に係る申請書の提出後に不備や添付書類の不足等があった場合の訂正や提出に係る期間について、通知があった日から20日と定めておりますが、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例にも準用するため、付則を新設します。

2 施行期日

公布の日